

学校徴収金口座振替についてのお知らせ

神戸市立学校園では、お子様の活動で必要となる経費のうち、保護者様にご負担いただく教材費・積立金等（学校徴収金）を、口座振替（引落し）により集めさせていただいております。

口座振替につきましては、①**支払方法**、②**きょうだいまとめ(名寄せ)**、③**金融機関**をお選びいただけます。

（①～③の詳細内容については、P2のそれぞれの説明をご覧ください。）

現在、ご提出いただきました口座振替依頼書等の記入内容に基づいて口座振替を実施させていただいておりますが、内容に変更がある場合は、お手数をおかけしますが下記のとおり手続きをお願いいたします。

【変更がある場合の手続】

変更する内容	ご提出いただく書類
<p>① 支払方法を変更する場合 <small>〔学期→年、月→学期・年の変更はこの機会しか受付できません。〕</small></p> <p>② きょうだいまとめ(名寄せ)を変更する場合 <small>〔現在「希望あり」でも、卒業等によりきょうだいで異なる学校園となる場合は名寄せされなくなりますが、変更手続は必要ありません。今後また同一の学校園となるとときには自動的に名寄せされます。〕</small></p>	<p>P4の「口座振替記載事項変更届」を、お子様の通われている学校園へご提出ください。</p>
<p>③ 金融機関(振替口座)を変更する場合 <small>(同時に①や②を変更する場合も含む)</small></p>	<p>「口座振替依頼書」*を、専用の提出封筒により、神戸市学校徴収金会計事務センターへご提出ください。</p> <p>* 口座振替依頼書が必要な場合は、お子様の通われている学校園へご連絡ください。</p> <p>* ご提出時期が2月半ば以降になると、年度当初(5月)から振替が開始できない場合がありますのでご了承ください。</p>

①～③以外でも住所・連絡先・口座の名義などに変更がありましたら、この機会に変更届をご提出ください。

（参考）学校徴収金の口座振替について

- 口座からの振替は**5月から翌年2月**までの間で実施します。（実施月は学校園により異なります。）
- **振替日**は以下のようになっています。（口座へのご入金の前日までをお願いいたします）

本振替	5日	当月に予定されている学校徴収金の口座振替
再振替	27日	本振替で何らかの理由により振替ができなかったものや、前月までの分で振替ができていないものについて再度口座振替

- ※ 1 5月のみ、学校園によって**5日または23日**のいずれかになります。
- ※ 2 5月の振替日が23日の場合、再振替は実施しません。
- ※ 3 何らかの事情により現金で納付される場合、事務処理スケジュールの都合上、口座振替を止められないことがあります。

- **振替額**は年度当初に通学される学校園よりお知らせします。
- **振替手数料**は口座振替（引落し）1回あたり、**54円（税込）**となります。
- 口座から振替が行われた場合、**通帳**には「**S M B C (ガッコウシヨビ)**」と印字されます。
（一部の金融機関では印字内容が異なる場合もあります。ゆうちょ銀行の例：「ガッコウシヨビ 自払い」）
 きょうだいまとめ（名寄せ）をご希望いただいた場合は、**きょうだい分の合計額が1行で表示**されます。
- 学校から保護者様への返金が発生した場合においても、振替を行う口座と同一の口座へ振込み（入金）を行います。振込の際、通帳には「**ガッコウジムセンター**」と印字されます。